



The Chemical Company

平成 24 年 9 月 3 日

全国農業協同組合連合会
肥料農薬部農薬課
小田敏晴 課長 殿

BASF ジャパン株式会社
化学品・農薬統括本部
農薬事業部 営業部
ゼネラルマネージャー 近藤正一

酸化フェンブタズ剤の毒物指定に伴う対応について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より当社製品の普及拡販に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 24 年 7 月 30 日付け文書にてご連絡しております表題の件につきまして、この度、毒物指定の施行日が平成 24 年 10 月 1 日に決定されました。政令施行後は毒物としての取扱い(表示、販売、保管、輸送、廃棄等)が求められます。

つきましては、下記の対応が必要となりますので、貴会及び JA、生産者の皆様へご協力をお願い申し上げます。

この度の指定により、皆様には大変お手数をおかけすることと存じますが、何卒諸事情ご賢察のうえ、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 対象製品：
 - ・オサダン水和剤25(100g、500g)
 - ・オサダンフロアブル
- 表示について：

お手持ちの製品に「医薬用外毒物」の表示が必要になります。
シールをご用意致しますので入手方法及び貼付方法については、別紙 1. をご覧下さい。
なお、表示に関しては、平成 24 年 12 月 31 日までは経過措置が設けられております。
- 保管について：

上記施行日以降は、鍵のかかる場所に保管してください。またその保管場所には、「医薬用外毒物」と表示して下さい。
- その他：

JA 様向け説明書(別紙 2)、使用者向け啓蒙チラシ(別紙 3)を準備しますので、告知、啓蒙にご利用下さい。弊社営業担当にお申し付け下さい。

以上

別紙 1.**【オサダン水和剤 25・フロアブル シールの入手方法及び貼付方法について】**

平成 25 年 1 月 1 日以降、医薬用外毒物の表示がない製品につきましては、販売・保管及び輸送が出来なくなります。平成 25 年 1 月 1 日以降に、当該製品を販売される方は、経過措置期間が終了する平成 24 年 12 月 31 日までの間に医薬用外毒物シールの貼付をお願い致します。なお、シールの入手方法及び貼り方については、以下の通りお願い致します。

1. シールの入手方法

- ① オサダン水和剤 25・フロアブル用「医薬用外毒物シール」送付依頼書(別紙1-1)を用いて平成 24 年 11 月末までにシールを請求して下さい。
 - ・FAX 番号:0120-065-611(郵送可、電話不可)
 - ・シール請求書受領後、10 日前後でご指定の場所にシールをお届けします。
- ② または、ご購入先にお問い合わせ下さい。

2. シール貼付作業

シール貼付作業は、JA グループ、使用者ご自身で行う事が認められています。

3. シールを貼る際の留意点

- ・段ボールには、上面、底面を除く4面の右上部に貼って下さい。
- ・ボトルには、底面以外でラベルの文字等を隠さないように貼って下さい(別紙 1-2 参照ください)。
- ・シールは一度密着すると剥がせませんので注意して貼って下さい。



The Chemical Company

別紙 1-1.

BASF ジャパン(株)
農薬事業部 営業企画室宛 (FAX:0120-065-611)

オサダン水和剤 25・フロアブル用【医薬用外毒物】シール 送付依頼書

オサダン水和剤 25、オサダンフロアブルに貼付するための【医薬用外毒物】シールを下記のとおり依頼します。

【送り先明細】

対象製品:(○で囲んで下さい)	オサダン水和剤 25(100g、500g)、オサダンフロアブル
郵便番号:	〒
住所:	
名称:	
部署名:	
電話番号:	
(フリガナ) ご担当者名:	
シール必要枚数(タンホール用)	枚(1ケースに4枚必要です)
シール必要枚数(水和剤用)	枚
シール必要枚数(フロアブル用)	枚

【依頼元】

貴会名 : _____

支店名 : _____

住 所: _____

電話番号: _____

申請者名: _____

別紙 1-2. 「医薬用外毒物」表示シールの貼り方

オサダン水和剤25 (500g 袋) の場合

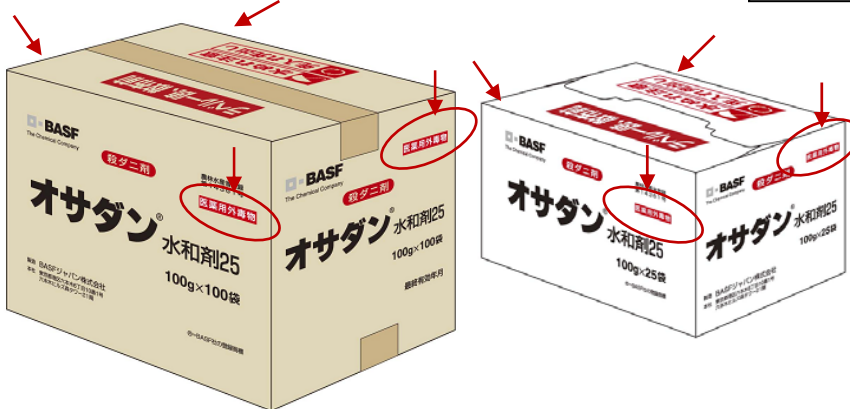


側面 4 面の右上部分に貼ってください。

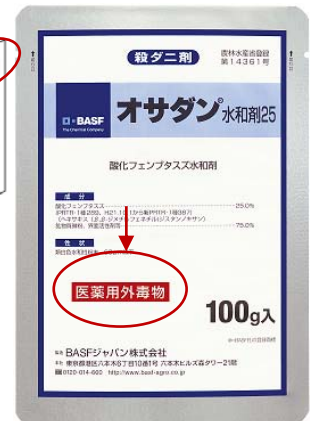


ラベルの文字を隠さないように貼ってください。

オサダン水和剤25 (100g 袋) の場合



側面 4 面の右上部分に貼ってください。
25 袋入りの中箱もありますので、ご注意ください。



オサダンフロアブルの場合



側面 4 面の右上部分に貼ってください。



ラベルの文字を隠さないように貼ってください。

別紙 2.

平成 24 年 9 月 3 日

【酸化フェンブタスズ剤の毒物指定に伴う注意とお願い】

酸化フェンブタスズ剤は平成 24 年 10 月 1 日付けで毒物に指定されます。
これに伴い、製品（外装段ボール箱、包装容器）の保管方法変更と医薬用外毒物の表示が法律上義務付けられます。つきましては、お手持ちの製品をご確認頂き、以下の対応をお願い致します。

1. 対象薬剤

- ・オサダン水和剤 25（100g、500g）
- ・オサダンフロアブル

2. 保管方法（平成 24 年 10 月 1 日以降変更が必要になります。）

鍵のかかる場所に保管し、その保管場所に「医薬用外毒物」と表示して下さい。

3. シールの貼付（平成 24 年 12 月 31 日まで経過措置期間が設けられます。）

- ・段ボールには、上面、底面を除く側面全て（4 面）の右上部に貼って下さい。
- ・包装容器には、底面以外でラベルの文字が隠れない場所に貼って下さい。
- ・下図のオサダン剤の例を参考にしてください。



【お問い合わせ先】

BASFジャパン株式会社

〒106-6121 東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー21階
☎ 0120-014-860 FAX 03-3796-9419
ホームページ <http://www.basf-agro.co.jp>